

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	予防接種関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鮫川村は、予防接種関係事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

福島県鮫川村長

公表日

令和8年7月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種関係事務
②事務の概要	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、予防接種に関する事務(対象者への通知、実費徴収、受託医療機関との協議、予診票の管理、事故報告、副反応報告、健康被害救済給付等)を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 1 予防接種の実施に関する事務 2 予防接種の実費の徴収に関する事務 3 予防接種による健康被害救済に関する事務 4 予防接種履歴等記録管理、統計業務 5 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 (1) ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録 (2) 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 (3) 予防接種の実施後に被接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 6 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種の実施に関する事務 (1) 住民台帳をもとに、予防接種者の選定 (2) 個人番号を用い、予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) (3) 照会申請による予防接種履歴の照会 (4) 委託料の支払い (5) 交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票配布等 (6) 定期接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づき、新型インフルエンザ等対策特別処置法による予防接種の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各個人情報保有期間が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 予防接種法による健康被害救済の給付の支給に関して、公金受取口座を選択した受給者については、給付金支給前に公金受取口座情報の確認を行う。
③システムの名称	1 健康管理システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバー 4 ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 番号法第9条第1項 別表の14、126の項 番号法第19条第16号 番号法第19条第6号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 25、26、153、154の項 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 25、27、28、29、153の項
5. 評価実施機関における担当部署	

①部署	住民福祉課
②所属長の役職名	住民福祉課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒963-8401 福島県東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿39番地5 鮫川村役場 総務課 情報係 TEL: 0247-49-3111 FAX: 0247-49-2651 E-mail: soumu@vill.samegawa.fukushima.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒963-8401 福島県東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿39番地5 鮫川村役場 住民福祉課 健康係 TEL: 0247-49-3112 FAX: 0247-49-2651 E-mail: jumin@vill.samegawa.fukushima.jp
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、予防接種事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 等	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	鯉川村情報セキュリティ規程及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月30日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②予防接種履歴データの入力 ③予防接種履歴の台帳管理及び照会 ④予防接種実施状況調査の回答	予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施、実費の徴収に関する事務 ②予防接種履歴データの入力 ③予防接種履歴の台帳管理及び照会 ④予防接種実施状況調査の回答 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 ■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	事後	不足分の追加および新型コロナウイルス感染症予防接種事務の追加にあたり変更となったが、公表を他評価書と合わせるため、事後対応となった
令和3年4月30日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務の追加にあたり、変更となったが、公表を他評価書と合わせるため、事後対応となった。
令和3年4月30日	2. 特定個人情報ファイル名	予防接種対象者ファイル 宛名情報ファイル	予防接種情報ファイル 宛名情報ファイル	事後	不足分を追加したが、公表を他評価書と合わせるため、事後対応となった
令和3年4月30日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第10項 並びに内閣府・総務省令第10条	番号法第9条第1項、別表第一の第10項 並びに内閣府・総務省令第5号第10条 ■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における個人番号の利用 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務の追加にあたり、変更となったが、公表を他評価書と合わせるため、事後対応となった。
令和3年5月20日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の第17、18、19項 並びに内閣府・総務省令第13条 (別表第二における情報提供の根拠) なし ※情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の第17、18、19項、別表第二の第16の2項 並びに内閣府・総務省令第7号第13条 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の第16の2、第16の3項 並びに内閣府・総務省令第7号第12条の2	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務の追加にあたり、変更となったが、公表を他評価書と合わせるため、事後対応となった。
令和3年8月20日	I 関連情報の「1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要」	予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施、実費の徴収に関する事務 ②予防接種履歴データの入力 ③予防接種履歴の台帳管理及び照会 ④予防接種実施状況調査の回答 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 ■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施、実費の徴収に関する事務 ②予防接種履歴データの入力 ③予防接種履歴の台帳管理及び照会 ④予防接種実施状況調査の回答 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 ■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事前	
令和3年8月20日	I 関連情報の「3. 個人番号の利用 法令上の根拠」	番号法第9条第1項、別表第一の第10項 並びに内閣府・総務省令第5号第10条 ■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における個人番号の利用 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	番号法第9条第1項、別表第一の第10項 並びに内閣府・総務省令第5号第10条 ■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における個人番号の利用 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月20日	I 関連情報の「4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠」	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の第17、18、19項、別表第二の第16の2項 並びに内閣府・総務省令第7号第13条 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の第16の2、第16の3項 並びに内閣府・総務省令第7号第12条の2	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条8号、別表第二の第17、18、19項、別表第二の第16の2項 並びに内閣府・総務省令第7号第13条 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条8号、別表第二の第16の2、第16の3項 並びに内閣府・総務省令第7号第12条の2	事前	
令和4年7月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の係数か	令和3年9月1日	令和4年7月1日	事後	
令和4年7月1日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の係数か	令和3年9月1日	令和4年7月1日	事後	
令和5年7月1日	I 関連情報の「7. 特定個人情報ファイルの開示・訂正・利用停止請求」	〒963-8401 福島県東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿39番地5 鮫川村役場 総務課 企画情報係 TEL: 0247-49-3111 FAX: 0247-49-2651 E-mail:soumu@vill.samegawa.fukushima.jp	〒963-8401 福島県東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿39番地5 鮫川村役場 村づくり推進室 村づくり推進係 TEL: 0247-57-6332 FAX: 0247-49-3363 E-mail:suishin@vill.samegawa.fukushima.jp	事後	
令和5年7月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の係数か	令和4年7月1日	令和5年7月1日	事後	
令和5年7月1日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の係数か	令和4年7月1日	令和5年7月1日	事後	
令和6年7月1日	I 関連情報の「7. 特定個人情報ファイルの開示・訂正・利用停止請求」	〒963-8401 福島県東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿39番地5 鮫川村役場 村づくり推進室 村づくり推進係 TEL: 0247-57-6332 FAX: 0247-49-3363 E-mail:suishin@vill.samegawa.fukushima.jp	〒963-8401 福島県東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿39番地5 鮫川村役場 村づくり推進室 情報広報係 TEL: 0247-57-6332 FAX: 0247-49-3363 E-mail:suishin@vill.samegawa.fukushima.jp	事後	
令和6年7月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の係数か	令和5年7月1日	令和6年7月1日	事後	
令和6年7月1日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の係数か	令和5年7月1日	令和6年7月1日	事後	
令和7年2月1日	別添「令和7年2月1日公表 特定個人情報保護評価書 修正箇所一覧」のとおり	別添「令和7年2月1日公表 特定個人情報保護 評価書 修正箇所一覧」のとおり	別添「令和7年2月1日公表 特定個人情報保護 評価書 修正箇所一覧」のとおり	事後	
令和8年7月1日	I 関連情報の「7. 特定個人情報ファイルの開示・訂正・利用停止請求」	〒963-8401 福島県東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿39番地5 鮫川村役場 村づくり推進室 情報広報係 TEL: 0247-49-3111 FAX: 0247-49-2651 E-mail:suishin@vill.samegawa.fukushima.jp	〒963-8401 福島県東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿39番地5 鮫川村役場 総務課 情報係 TEL: 0247-49-3111 FAX: 0247-49-2651 E-mail:soumu@vill.samegawa.fukushima.jp	事後	
令和8年7月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の係数か	令和7年7月1日	令和8年7月1日	事後	
令和8年7月1日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の係数か	令和7年7月1日	令和8年7月1日	事後	
令和8年7月1日	IVリスク対策 9.監査	○ 自己点検 内部監査 外部監査	○ 自己点検 内部監査 外部監査	事後	